

三里まちづくり協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、三里まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、三里地区における共通の課題の解決を図り、人と人とのつながりを大切にし、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、魅力ある住みよいまちづくりを推進することを目的とし、自主的・主体的に地域自治の活動を行うものとする。

（区域）

第3条 協議会の地区の区域は、別表1のとおりとする。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事。
- （2） 地域活性化に関する事。
- （3） 健康・福祉に関する事。
- （4） 生活環境の保全に関する事。
- （5） 地域の防災・防火及び防犯に関する事。
- （6） 自治会活動との連携に関する事。
- （7） 郷土芸能の保存と継承に関する事。
- （8） 青少年の健全育成に関する事。
- （9） 生涯学習・文化・スポーツの推進に関する事。
- （10） その他目的達成のために必要な事業

（構成員）

第5条 協議会の構成員は次に掲げる者とする。

- （1） 地区内に居住する者
- （2） 地区内で活動する各種団体等に属する者
- （3） 地区内で事業を営む者又は地区内に在する事業所に勤務する者
- （4） その他会長が必要と認める者

（組織）

第6条 協議会は、総会、運営委員会及び部会により構成する。

2 協議会に事務局を置く。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 部 会 長 3名

2 部会長を除く協議会の役員は、総会の承認を得て、決定する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務処理を総括する。
- (4) 会計は、協議会の会計を処理する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の監査を行う。
- (6) 部会長は、担当する部を統括し、事業の企画・運営を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第10条 協議会は、必要に応じて相談役を置くことができる。

2 相談役は運営委員会において選出し、会長が選任する。

(総会)

第11条 総会は、協議会の最高議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、代議員制とし、役員、相談役及び別表2に掲げる協議会を構成する各種団体、事業所等から推薦された者(以下「代議員」という。)をもって構成する。

- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 4 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 5 総会の議長は、総会において出席した代議員の中から選出する。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) まちづくり計画の策定や見直しに関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 役員の選任及び解任に関すること。
 - (6) その他重要事項に関すること。
- 9 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した代議員の中から選任した議事録署名人2名が署名押印する。

(総会の公開)

第12条 総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は、総会を傍聴することができる。その場合は、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を述べることはできる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、会計、部会長により構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 運営委員会は、運営委員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立する。

(部会)

第14条 部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の部会を置く。

- (1) ○○部会
 - (2) ○○部会
 - (3) ○○部会
- 2 部会は、三里地区で活動する各種団体、事業所等及び構成員より選出された者で構成する。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - 7 部会長及び副部会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 8 欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 9 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。
 - 10 部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、実績報告及び決算等について協議を行う。

(会計)

第15条 協議会の運営等に係る経費は、各地区の負担金(戸数割)、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第16条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(書類及び帳簿の整備)

第17条 協議会は事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに

帳簿等活動に関する書類を整備する。

(個人情報保護の取扱い)

第18条 協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(会計年度)

2 平成30年度に限り、会計年度は施行の日から翌年3月31日までとする。

(まちづくり協議会設立時の役員等の任期)

3 第9条第1項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の役員の任期は平成32年度に後任者が就任するまでとする。また、第14条第7項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の部会長及び副部会長の任期は平成31年度に後任者が就任するまでとする。

別表1 (第3条関係)

地区の区域	
小城町池上	西川 山崎 上右原 下右原 門前 小島 下久須 牛尾
小城町栗原	峰 小隈 坂井 湯谷
小城町船田	大江 船田 久蘇
小城町畑田	轡ヶ里

別表 2（第11条関係）

三里まちづくり協議会を構成する各種団体、事業所等	代議員数（名以内）
峰	1
小隈	1
坂井	1
湯谷	1
西川	1
山崎	1
上右原	1
下右原	1
門前	1
小島	1
下久須	1
牛尾	1
大江	1
船田	1
久蘇	1
轡ヶ里	1
三里小学校育友会	2
三里校区青少年育成会中学部会	2
小城市消防団小城第4分団	2
小城市民生委員・児童委員連絡協議会（三里地区担当）	2
小城市交通安全協会三里支部	2
三里生産組合協議会	5
三里女性部	2
三里老人クラブ【仮称】	行政区単位の老人クラブの数
ふるさと・夢つむぎネットワーク	2
三里小学校	1
三里保育園	1